## 指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	山形県視覚障がい者情報センター (山形県立点字図書館)	指定管理者	社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会
所在地	山形市十日町一丁目6-6	県担当課	健康福祉部障がい福祉課
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日	木坦コ林	(年)永田1年1012年から・1田1年13大
検証期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	(電話番号)	( 023-630-2293 )

検証項目		指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証		
1	1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況				
	① 管理·運営業務 の履行状況	協定書・仕様書等に沿って、施設の管理、利用者 拡大の取組やボランティアの養成を行った。また、 全国の点字図書館等と連携し、利用者のニーズに 合った図書の貸出しや製作を行うなど、概ね当初の 計画どおり管理・運営業務を履行した。	評価  《評価の理由≫ 協定書に基づき、概ね適正に履行されている。		
		①IT化の進展によりスマホなどへの対応が求められている。 ②図書館という名称のため、相談や情報提供機能の認知が進みにくいのではないかと思料される。 ③施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕が必要となっている。	《課題等の原因分析》 視覚障がい者向けのスマホアプリ等が出てきたことにより、関心を持つ方が増えることが考えられる。		
	課題、問題点へ の今後の対応	令和6年度からは、「山形県視覚障がい者情報セン していく必要がある。指定管理団体とも連携し、職員 施設・設備等については、優先順位を考慮しつつ、			
2	2 利用者からの要望等への対応				
	① 意見·要望等及 びその対応状況	①前年度のアンケート結果なども踏まえ、スマホの使い方研修会や視覚障害者支援アプリの体験会等を行った。 ②利用者への盲人用具の紹介・レファレンスサービスなど個別の要望や相談等に丁寧確実なサービスに努めた。 ③R6.3月の利用者アンケートでは、当センターサービスについて60%が満足(普通30%,不満2%,未記入5%)の評価となっている。	評価 《評価の理由》  アンケート調査等を行い、利用者の声を 反映させた事業実施に努めている。 また、様々な問合せや相談等に対しても 丁寧で細やかな対応を行っている。		
3	意見·要望等へ の今後の対応 指定管理者制度活	今後も利用者の意見や要望の把握に努めつつ、サー ・用の効果	ビスの向上に努めてほしい。		
	① サービスの	①県広報や当協会の機関誌なども活用しながら幅広	評価 ≪評価の理由≫		
	向上	く普及啓発活動を実施した。また、関係団体とも連携しながら当館事業を行うなど視覚障がい者の福祉向上に努めた。 ②映画を見ながらスマホアプリを体験する事業を企画するなど参加しやすい生活支援事業の実施に努めた。 ③図書館だよりを発行し、新刊図書、生活関連情報を伝えるとともに、利用者の声なども掲載し、情報を幅広く共有するように努めた。 ④2年近くかかる新たな点訳・音訳のボランティア養成について、複数年の包括協定のお陰で安定的に	移動図書館や指定管理者の機関誌等により、施設の普及啓発及び視覚障がい者に対する理解促進に取り組んだ。また、複数の生活支援事業において、指定管理団体と連携した、効果的な事業実施がなされている。		
	② 経費の節減	講習会を実施できた。 ①節電・節水、事務用品等の徹底利用に努めるとと	=== /== 《評価の理由》		
	11 X Y MI 11/W	もに、オンライン会議システムを活用して移動に係る経費の節減に努めた。 ②計画的、効率的な事業実施を心掛け、時間外勤務の縮減に努めた。	評価		
		①県内各地に出向いて事業を行い、視覚障害者の社 会参加や生活向上を支援した。	評 価 ≪評価の理由≫		
	確保等)	②県立図書館に視覚障がい対応の講師を派遣するなど公共図書館の読書バリアフリー推進に貢献した。 ③全国視覚障害者情報提供施設大会を主管施設として開催し、ユーチューブ配信や交流会などで本県PRを行った。	利用者の生活向上のための普及啓発活動に取り組み、視覚障がい者の社会参加の促進に努めた。 また、県立図書館等とも連携し、読書バリアフリーの推進に努めた。		
	総合的な評価	管理運営及び財務管理について、協定書に基づき概また、利用者のニーズに対応したサービス提供に努のための事業にも積極的に取り組んでいる。	ね適正に履行されている。 めており、視覚障がい者の生活向上や読書バリアフリー推進		

## 【評価指標】

- A:仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C: 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D: 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。
- 注)検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。